

多木化学株式会社 タンタルサプライチェーン方針

多木化学株式会社は、高純度酸化タンタルの製造工程をもつ精錬業者です。当社はタンタル鉱物サプライチェーンを通じて武力紛争や重大な人権侵害に加担する可能性があるというリスクを認識しております。当社は経済協力開発機構(OECD)の「紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイド」及び RMI(Responsible Minerals Initiative)の「責任ある鉱物保証プロセス」に準拠した責任ある鉱物マネジメントシステムを確立し、実施し、継続的に改善を行います。

当社は、タンタル鉱物のサプライチェーンにおいて、「紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイド」の付属書 II に定められたリスクを回避し、以下に挙げるいかなる行為も許容しません。

- ・あらゆる形態の拷問、残酷、非人道的、または人の尊厳を傷つける処遇
- ・あらゆる形態の強制労働・拘束労働
- ・ILO 条約 182 号に定義される最悪の形態の児童労働
- ・性的暴力など、その他の甚だしい人権侵害
- ・戦争犯罪やその他国際的な人道法に対する違反、人道に対する犯罪または大量虐殺
- ・非国家武装集団に対する直接または間接的支援

当社の川上業者がこれら深刻な人権侵害を行っている団体から調達を行っているリスクや、そのような団体と関係性を結んでいるリスクが判明した場合、直ちにその業者との取引関係を停止します。

当社は、タンタル鉱物サプライチェーンにおいて、公的または民間の治安部隊が鉱山サイトや輸送経路・川上サプライヤーを違法に支配する場合、直ちにこれらリスクの低減策を講じます。リスク低減が達成されない場合、リスクに関する川上業者との取引関係を停止します。

当社は、タンタル鉱物サプライチェーンにおいて、あらゆる形の賄賂の申し出、約束、贈与、要求を行いません。また、原産地の詐称や隠蔽、取引時に政府へ支払うべき税金・費用・鉱山使用料の詐称や隠蔽を目的とした一切の贈収賄を拒否します。

当社は、タンタル鉱物サプライチェーンにおいて、マネーロンダリングに該当する行為を確認した場合、関与する川上業者との取引関係を停止します。

当社は、タンタル鉱物サプライチェーンにおいて、鉱山使用料・その他手数料および税金等が政府に支払われている旨について、確認を実施します。

当社は、国連危険物分類においてクラス 7 に分類されるタンタル鉱物を輸送する場合、関連法令を順守します。

当社は、タンタル鉱物サプライチェーンにおいて、可能な限り現金による取引を行いません。現金による取引を行う際には、取引自体を検証可能な情報によって保証します。

当社は、必要に応じて、採取産業透明性イニシアティブ(EITI)の原則と基準の履行を支持します。

発効日:2018年6月12日

改定日:2025年4月1日

多木化学株式会社 経営企画部